

長崎県後期高齢者医療広域連合健康診査の実施に関する規則

平成20年3月25日 規則第5号

平成22年3月 8日 規則第1号

最終改正 平成30年4月 1日 規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年広域連合条例第11号）第5条の規定に基づき、健康診査（以下「健診」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 健診の実施主体は、長崎県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）とする。

(対象者)

第3条 健診を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、健診の実施日において長崎県後期高齢者医療の被保険者である者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は健診の対象としないことができる。

(1) 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）第1条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者

(2) 糖尿病等の生活習慣病に罹患し、既に医療機関で受療している者

(健診回数等)

第4条 健診の実施回数は、対象者1人につき年度内1回とする。

2 健診は、特定健康診査又はそれに相当する健康診断との重複受診はできないものとする。

(実施の委託)

第5条 健診は、広域連合が健診の実施を委託した市町（以下「市町」という。）において行うものとする。

(健診項目)

第6条 健診の項目は、別表のとおりとする。

2 市町は、あらかじめ、広域連合の長（以下「広域連合長」という。）に協議をしたうえ、前項の項目を変更することができる。

(委託料)

第7条 健診の委託料は、広域連合長と市町で協議のうえ、契約により定めるものとする。

(自己負担金)

第8条 健診を受診しようとする者（以下「受診者」という。）の自己負担金は、無料とする。

(結果通知)

第9条 市町は、健診実施後、速やかにその結果を受診者に通知するものとする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 8 日規則第 1 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 2 月 22 日規則第 4 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。